

令和5年第7回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和5年4月25日（火）
- 2 場 所 宝塚市役所 3-3会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時55分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員及び石井 克馬委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	坂本 三好	学校教育課長	平野 聖幸
社会教育部長	番庄 伸雄	学校教育課副課長	辻 晃英
学校教育室長	伴 康史	教育研究課長	山口 直人
		社会教育課長	河合 晋一
		スポーツ振興課長	中村 仁
		教育企画課係長	板垣 慎一郎
		教育研究課係長	岡坂 隆志
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
 - 議案第10号 宝塚市立公民館指定管理者選定委員会への諮問について
 - 議案第11号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について
 - 議案第12号 宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会への諮問について
 - 報告事項 社会教育委員の会議からの意見書「宝塚市立公民館指定管理者制度導入後の検証に係る意見書」の提出について
 - 報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について

会議の概要

開会 午後 2時00分	
五十嵐教育長	<p>令和5年第7回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。</p> <p>傍聴希望の方はいらっしゃいますか。</p>
岡本課長	<p>いらっしゃいます。</p>
五十嵐教育長	<p>傍聴される方に、注意事項を申し上げます。</p> <p>教育委員会の会議を傍聴される方は、宝塚市教育委員会傍聴人規則の規定により、次の行為が禁じられています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) みだりに傍聴席を離れること。 (2) 私語、談話又は拍手等をする事。 (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 (4) 飲食をすること。 (5) 許可を受けないで撮影、録音等をする事。 (6) その他会議の妨害となるような挙動をすること。 <p>以上の規定を守らない場合には、私から注意を促し、改めない場合は退場を命ずることがあります。</p> <p>退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければなりません。</p> <p>また、会議の進行の妨げになりますので、審議途中での会議室への入室、退室はできません。入室及び退室は、係員の指示に従ってください。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
五十嵐教育長	<p>それでは、本日の署名委員は松浦委員でございます。よろしく願いします。本日の付議案件は、議決事項3件、議決事項以外の案件2件です。</p> <p>なお本日は、篠部委員から欠席の通知を受けております。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により過半数の委員の出席がありますので、本会が成立する旨報告いたします。</p> <p>それでは、進行について事務局からお願いいたします。</p>
岡本課長	<p>本日の付議案件は、議決事項3件、議決事項以外の案件2件です。</p> <p>案件は一覧のとおりです。審議の順番としましては、議案第10号、報告事項 社会教育委員の会議からの意見書「宝塚市立公民館指定管理者</p>

制度導入後の検証に係る意見書」の提出についてを一括で、続いて議案第12号、議案第11号の順に審議を行っていただき、最後に宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱についての報告でお願いします。

なお、報告事項「宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について」は、静ひつな採択環境の確保等のため非公開での報告でお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

五十嵐教育長

それでは、議案第10号 宝塚市立公民館指定管理者選定委員会への諮問について、報告事項 社会教育委員の会議からの意見書「宝塚市立公民館指定管理者制度導入後の検証に係る意見書」の提出について、一括して担当課より説明をお願いいたします。

番庄部長

社会教育部、番庄でございます。よろしく申し上げます。

レジメ1ページをご覧ください。

議案第10号 宝塚市立公民館指定管理者選定委員会への諮問について、でございます。

宝塚市指定管理者選定委員会条例第2条の規定に基づき、別紙のとおり宝塚市立公民館指定管理者選定委員会に諮問するものです。

2ページ目をご覧ください。

諮問案を示しています。諮問先は宝塚市立公民館指定管理者選定委員会となります。宝塚市指定管理者選定委員会条例第2条の規定により、別紙のとおり宝塚市立公民館の指定管理者の候補者の選定について諮問します。

3ページをご覧ください。

諮問趣旨を掲げております。

宝塚市立公民館の指定管理者の候補者選定につきましては、宝塚市にある市立中央公民館・同東公民館・同西公民館この3館につきまして、指定管理者の指定期間が令和6年3月31日を以て満了することから、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に、当該施設を管理する指定管理者の候補者を新たに選定する必要があるため、宝塚市指定管理者選定委員会条例第2条の規定に基づき、宝塚市立公民館指定管理者指定管理者選定委員会に諮問するものです。

4ページは、選定条例第2条で掲げている所掌事務といたしまして、

委員会は市長の諮問に応じ指定管理者の選定に関する事項を調査審議し、答申するものとするというのが、根拠法令となっております。

また5ページ以降につきましては、選定委員会要綱を定めております。

5ページの中段をご覧ください。第4条審議事項でございますが、選定委員会の役割としましては事業計画書等を審議し、提案者複数の場合は最も優れた提案者を第1位とし、教育長に報告する。提案者が2者の場合は、候補者のすることの可否を決定し、教育長に報告するというのがミッションでございます。その他、諸々のルールがございます。

以上が議案第10号でございますが、一括して説明したい中身がございます。それは教育委員会の会議における報告事項の別冊をご覧ください。

社会教育委員の会議からの意見書「宝塚市立公民館指定管理者制度導入後の検証に係る意見書」の提出、というものでございます。

今回、指定管理者の選定に当たりましては、社会教育委員会の会議の意見書をいただいておりますので、これについて併せてご報告させていただいた上で、ご審議いただきたいと思います。

概要としましては、本件は、令和5年4月3日付けで社会教育委員の会議から宝塚市立公民館指定管理者制度導入後の検証に係る意見書が提出されたことについて、報告するものです。

意見書の内容としては、平成29年4月に社会教育委員の会議から提出された意見書「公民館と指定管理者制度のあり方」において、指定管理者制度導入に当たって付された7つの条件を中心に検証され、取りまとめられたものです。

検証の結果、現時点では、直営時と比較してサービス水準の向上が見られ、管理・運営において大きな問題点はなかった、とされました。一方で、社会教育主事の配置と地域課題を主体的に解決するための学びの場の充実に関しては、課題が残されたままである、と指摘されています。

また、今後の指定管理者制度に関して、①指定管理者の選定、②公民館の管理・運営、③指定管理者制度運用のフォローアップ、の3点の留意点が示されています。

添付資料としまして、「宝塚市立公民館指定管理者制度導入後の検証に

係る意見書」を付けております。参考資料は、前回のものと答申について付けております。

具体的な意見書の中身につきましては、ボリュームが多いので概要の説明とさせていただきます。

説明は河合社会教育課長の方からいたします。

河合課長

令和5年4月3日付で、社会教育委員の会議から、宝塚市立公民館指定管理者導入後の検証に係る意見が提出されていますので報告します。

意見書の内容としましては、平成29年4月、社会教育委員の会議から提出された意見書「公民館と指定管理者制度のあり方」において、指定管理者制度導入に当たって指摘された7つの条件を中心に検証され、取りまとめられています。今回意見書は、大きく4つの章で構成されています。

まず2ページから3ページの第1章、公民館と指定管理者制度の在り方では指定管理者制度導入に係る過程と意見書、公民館と指定管理者制度の在り方で記された7つの条件で構成されています。

また、平成30年に提出された答申、地域課題解決のための公民館学習及び社会教育の在り方について、で挙げられた指定管理者の事業者選定の留意点についても記載されています。

続きまして4ページから8ページの第2章、指定管理者制度導入後の宝塚市立公民館では、指定管理者制度導入後の公民館についての研究結果が記載されています。公民館利用者の推移で、直営時と指定管理者制度導入後の比較については、コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、今回ここでは難しいとされています。運営の変化としましては、指定管理者が予約受付時間を拡大、登録要件の拡大など、公民館の運営ルールを改正し、運営におけるサービス改善など、利便性向上に努めてきたことを評価していただいております。また事業についても、直営時より実施していた事業の一部は指定事業として引き継いでおり、自主事業として多彩な事業も行っております。

第2章では、利用者アンケートについても検証しておりますが、概ね良好な回答をいただいております。アンケート結果は7ページ、15ページ16ページに掲載されております。

続きまして、8ページから11ページまでの第3章、指定管理者制度導入後の検証結果については、第2章までの検証を踏まえて、平成29年に提出された意見書の条件ごとに、二重丸から×の検証結果を記しています。指定管理者制度は全館同時導入、経費削減を第一義的な理由として指定管理者制度を導入していないなど、概ね良好な結果であります。社会教育主事の配置と、地域課題を主体的に解決するための学びの場の充実に関しては課題が残されたままであると指摘いただいております。

続きまして、11ページから13ページの第4章、今後の指定管理者制度の運用についてですが、今までの第1章から第3章のまとめと、今後の指定管理者制度の運用について記載されています。

直営時と比較してサービス水準の向上が見られ、管理運営において大きな問題点はなく、このまま指定管理者制度の継続が望まれていると結ばれています。一方、第3章で記されていたとおり、社会教育主事の配置と、地域課題を主体的に解決するための学びの場の充実に関しては、課題が残されたままであり、今後も人員体制の強化と地域課題解決のための学びの場の実現に力を入れていく事が含まれるとされています。

今後の指定管理者制度の運用に関しては、①指定管理者の選定②公民館の管理・運営③指定管理者制度の運用のフォローアップの3点が留意点として指定されています。

現在、指定管理者の指定管理期間は今年度で満了となります。次期の選定について宝塚市立公民館指定管理者選定委員会の委員の皆様には、本意見書の内容を参考にいただき、よりよい指定管理者を選定していただくようお願いする予定です。以上で説明を終わらせていただきます。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

それでは議案第10号、報告事項、併せて説明がございましたが、何かご質問はございませんか。

石井委員

はい。

五十嵐教育長

では石井委員、お願いします。

石井委員

報告事項の方の第2章についてです。

まず8ページの下の方に、宝塚市の社会教育の方向性に関わる情報という

のがあるのですが、これが具体的にどういった情報なのかということと、条件2の△がついていたところで社会教育主事の採用・配属の予定があるのかということと、条件3の④の地域課題を主体的に解決するというところですが、地域課題というのは具体的にどういったことを想定しているか伺いたいと思います。

河合課長

先に②の方から、説明させていただきます。

社会教育主事の配置についてですが、令和4年度末時点は中央公民館の1名だけでしたが、令和5年度頭に中央公民館に1名追加して2名配置させていただいています。これまでは新型コロナウイルス感染症の拡大で、大学での受講とか社会教育主事をとるための講座がストップしており、社会教育主事の発令が中々出来ませんでした。今年度は西公民館で1名講習を受けることになり、西公民館で新たに1名配置ということで、今年度中には3名の社会教育主事が配置になる予定です。

番庄部長

私の方からは、最初のご質問の行政過程の反映とは何かということと、地域課題というのはどのような具体例なことを想定しているのか、ということについて、ご説明したいと思います。14ページをご覧ください。

指定管理者制度導入後、様々な事業に取り組んでいただきました。その中で、事業区分としては市民であるとか、A趣味・娯楽・生活お楽しみ系、生活の質を上げていくもの、B文化・歴史・科学教養系、C人づくり・自己啓発系、D生活お役立ち系、Eまちづくり社会的課題解決系とあります。Eは具体的には人権映画を通じて人権意識を高め、また無関心から関心層へともっていくような事業です。西谷フォーラムでは西谷を知っていただくということで、ここでは地域で活躍している人たちに発表していただくフォーラムを開催していただきました。また、自主事業としましては西谷フェアとして西谷の物産を紹介していくもの、西谷の山を歩こうとか、オトナのまなび場教室としまして宝塚市の歴史に着目した内容になります。それから、シニアの暮らし方、やはり高齢化が進んでいる中で、これから生きがいを持って暮らしていく為にはどうしたらいいかの講座を開いたり、子育て世代を支援するという観点から、ママのための子育て支援など、絵本で子育て講座等を開きました。その他動画では、西谷であそぼ！みたい

なことを踏まえまして、具体的な地域解決及びまちづくり社会的課題解決系の事業をやっている報告になります。更に細かいご説明もできますが、これが指定管理者制度導入後においても考慮されているということです。以上です。

五十嵐教育長

今の答えは、石井委員の質問の答えになっていますか。

一つは、社会教育課から宝塚市の社会教育の方向性に関わる情報を積極的に伝えるということについて、「社会教育の方向性」ということはどういうことなのかというご質問でしたが、今、説明があったのはもう一つの質問の地域課題のことですか。

番庄部長

地域課題の方です。

五十嵐教育長

では、もう一つの社会教育の方向性についてはいかがですか。

番庄部長

社会教育の方向性につきましては、意見書の「はじめに」に書かれているような中身です。基本的に社会教育の在り方というのは、地域課題解決のための学習の場としての公民館を実現していくことです。社会教育というのは、これまで学校教育・家庭教育では取り組めない内容を取り組んでいく流れがありましたが、生涯学習という考え方に変わっていく中で、地域の課題解決というのが新しい社会教育の役割ということが文科省からも示されています。社会教育委員としましても、これからの教育という視点も含めながら、地域課題解決のための学習の場づくりというのが公民館の一つの方向性であると示されているということです。方向性としては地域課題を解決するような施設になってください、ということです。

五十嵐教育長

石井委員、よろしいですか。

石井委員

そうですね、解決策の学習の場という方向性がありますね。そうすると14ページにある課題解決系のところで仰られた「人権の話」「歴史の話」「子育ての話」と、ちょっと「西谷」というのが漠然としているかな。そもそも公民館がないので、これが公民館とどう紐づいているのかなと。

番庄部長

西谷地域は広い割には人口が少ないということもありまして、情報発信が閉鎖的なところがあります。特に西谷についてはしっかりと情報発信と南北交流を進めていこうとしています。人口問題と相まって、西谷を軸に自主事業として取り上げられたということです。これは公民館だけの思い

ではなく、南部の自治会、それから西谷の自治会・地域活動されている方々が、是非とも西谷の事を知ってほしい、南部の方々に知って欲しい、どんどん来て欲しいという願いがあります。これらを実現するためには公民館にはどういったことができるのか、人口減少等の西谷の課題解決の一助になればということで、このような学びを入れたという趣旨でございます。

五十嵐教育長

他にご質問ございますか。

では私から。

社会教育委員からの意見の中に社会教育主事を置くという話がありましたが、今の報告では、中央公民館に2名おり、西公民館にはこれから1名配置ということですか。

河合課長

昨年度末は中央公民館に1名だったのですが、今年度からは2名になり、さらに今年中にもう1名発令が出るので、西公民館にプラス1名となります。合わせて3名になります。

五十嵐教育長

それでも東公民館にはいないですね。

河合課長

そうです。

五十嵐教育長

例えば諮問する際に、この意見を付けるとすれば、選定の条件として社会教育主事がいること、というのを社会教育部から方針として出すつもりはないですか。

番庄部長

人件費と限られた人員の中でやるものですから、私たちの考え方は中央・東・西この3館一括で考えたいと思っています。実情に合わせて兼務という形での配置を認めようという考え方を持っています。大事なことは社会教育主事が学んだ、あるいは経験した、あるいは必要な主事としての役割を3館で果たしていけることを確立していきたいということです。

五十嵐教育長

分かりました。

他にご意見ご質問ございませんか。

石井委員。

石井委員

意見のところの5ページ目と6ページ目で同じ内容になるんですが、放課後の子どもの居場所、若い世代のところで公民館に行って思うのですが、利用と言うよりも黙々と自習している子たちしか見られないですね。その辺り、

諮問で出すような内容になるのかは別として、何か提案があればいいなと思います。

番庄部長　　そうですね、地域課題というか子育て世代を支えていくにはどうしたらいいか、例えば夏休みの宿題支援として、サマースクールというのをしております。14ページにも指定事業にサマースクールとか、自主事業のところにはチャレンジキッズ囲碁体験会とか、チャレンジングなメニューを入れて子どもたちに興味を持ってもらいたい、学びの場としてのきっかけを作って欲しいという取組が、公民館事業の取組の大切な一つだと私たちは認識しております。

　　チャレンジングな取組として是非ご紹介したいのが、今回の社会教育機関の中で「しらすモンスターを探せ」というびっくりするような名前の企画がありまして、市販されている「しらす」の中にときどきカニの足が入っていたりするんです。それを子どもたちと一緒に海生き物たちを学んでいく、という非常に面白い企画もやっているようです。決して十分とは言えませんが、今後、子どもたちを真ん中に置いた施策というのが必要となってきますので、この辺りもしっかり出来るように選定の中で意見を申し上げていきたい、提案がありませんか、ということをきっちり発信していきたいと思います。

五十嵐教育長　　以前、恐竜の先生が来られたのは公民館でしたか。

番庄部長　　私が来る前かもしれません。この間、隕石の中の成分を探すという非常にアカデミックな企画があり、子どもが4人ほど来ておりました。指定管理者に「ここは子どもが質問する場です。」と子どもたちが質問できるようにお願いしました。そうしたら講師の方、答えられないので皆困っていました。とっても子どもたちが輝く場になり、良いなと思いました。公民館は大人が先に横取りしてしまう場では決してないな、と思いました。

石井委員　　そうですね。以前、文芸センターで実施されたガラスに落書きする企画には、凄く沢山の参加者がいたんですよ。難しいとは思いますが、そうした事例を参考に、何か提案してもらいたいですね。

番庄部長　　文化創造館の事業だと思います。文化振興財団と連携していて、元々社会教育から派生して文化事業が生まれることがありますので、その辺り、

民間の独自の考え方、独自の人脈が培われる場としてあればいいなと思っております。同様のご意見をいただきました、文化振興財団とはどのようなものかというところ、そこは刺激を与えあう関係という風に考えております。

五十嵐教育長 ご意見ありがとうございます。

この件について、他にご意見ご質問はありませんでしょうか。

委員 (なしの声)

五十嵐教育長 それでは議案第10号 宝塚市立公民館指定管理者選定委員会への諮問について、はご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

なお、報告事項につきましてもこの件は以上とさせていただきます。

続きまして、議案第12号宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会への諮問について、担当課より説明をお願いいたします。

番庄部長 引き続き社会教育部より説明させていただきます。

お手元の資料59ページをご覧ください。

宝塚市スポーツ施設指定管理者選定委員会への諮問について、宝塚市指定管理者選定委員会条例第2条の規定に基づき、別添のとおり市立スポーツ施設指定管理者選定委員会に諮問するものです。

60ページには、具体的な諮問の文章になっております。宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館並びに高司グラウンド、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンドの指定管理者の候補者選定について諮問案を作っております。指定管理者選定委員会条例第2条の規定により、宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館並びに高司グラウンド、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンドの管理を行うべき指定管理者の候補者選定について諮問します。61ページは諮問の趣旨となっております。説明は中村スポーツ振興課長の方からいたします。

中村課長 諮問趣旨としまして、宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館並びに高司グラウンド、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンドについては、指定管理者の指定期間が令和6年3月31日を以て満了することから、令和

6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の間に当該施設を管理する指定管理者の候補者を新たに選定する必要があるため、宝塚市指定管理者選定委員会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり市立スポーツ施設指定管理者選定委員会に諮問するものです。①宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館については、公募によることなく、教育委員会が当該施設の管理を行わせるのに最適な法人その他団体と認めた者を審査選定すること②高司グラウンド、売布北グラウンド及び花屋敷グラウンドについては、公募により、新たに指定管理者の候補者を審査選定すること、以上です。

番庄部長

62ページには参考としまして、選定委員会の条例を掲げております。なお、公募によることなく教育委員会が当該施設の管理を行わせるのに最適な法人その他団体と認めた者として、私ども教育委員会とも協議した上、昨日、宝塚市の最高意思決定機関である都市経営会議にも諮りまして、これまで宝塚市立スポーツセンター及び末広体育館を担っております公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社を指定管理者とすることがふさわしいという事での議決を経ております。これまでも5年ごとに選定委員会による選定を行ってきました。今回は5期目になりますので、市民の方に喜ばれるようなしっかりした事業者を選定していきたいと思っておりますので、何卒ご審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長

ありがとうございました。それではこの件に関しまして、ご意見ご質問はございませんか。

松浦委員

市立スポーツセンターと末広体育館は、審査選定を継続して今の団体にといいことですが、先ほどの公民館のようにアンケートを取り利用者の声を聴くということはしないのでしょうか。

番庄部長

この指定管理者につきましては35年以上長期に渡ってやっているのですが、アンケートを細かく取っている訳ではないです。日々使っている利用者の方からの声を拾って、それをフィードバックする、という仕組みをもってございまして、それについてはスポーツセンターの方で毎日、こういう質問がありました、こういう改善をしました、こういう改善は申し訳ないけれども時間がかかります、という丁寧な説明をしているという実態は踏

まえております。

具体的に利用者の満足度を測ることはしておりませんが、宝塚市のスポーツに対する関心度というのは他市に比べて比較的高い、ということになっております。その辺りを、これまでの35年以上に渡る様々な取組が結実しているのかな、と感じております。この間のスポーツ振興計画では何%でしたか。

中村課長 約76%です。

番庄部長 アンケートを取ったのですが、76%は阪神間でも高い方らしいです。市民の方が、「週2日以上スポーツに親しむ環境がありますか」というアンケートがあったのですが、それについては目標80%にしていきたいという考え方を持っています。

五十嵐教育長 よろしいでしょうか。

何かアンケートは無いにしても、公社の評価というのはどこかで出ているのでしょうか。

番庄部長 公社の評価につきましては、1年ごとにモニタリング調査をしております。ホームページでも公表しておりますが、様々な項目、法令順守であるとか、事業実施状況であるとかを自己評価した上で、行政が二次評価をしていくという形としております。

総合評価としては、協定書どおりの運用がなされており、概ね良好という判断をしております。

五十嵐教育長 モニタリング調査の結果では、運営について問題なし、という結果が出ているということですね。

番庄部長 ただ、近年、収支状況ではやはりコロナ禍の中でスポーツマインドが下がった結果、せっかく教室を開いても子どもたちがなかなか集まらなく、収支面ではB評価というところがありますが、それ以外のところは概ね良好ということになっております。

五十嵐教育長 分かりました。他にご意見ご質問はございませんか。

委員 (なしの声)

五十嵐教育長 それでは、議案第12号 宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会への諮問について、ご承認いただけるということですのでよろしいでしょうか

委員

(承認)

五十嵐教育長

ありがとうございました。

続きまして、議案第11号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、担当課より説明をお願いいたします。

山口課長

議案第11号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本件は令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択するにあたり、その適正化を図るため、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に対して、基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究について諮問するものです。

諮問事項1の「令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針について」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び学校教育法附則第9条第1項並びに令和5年3月31日付文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「令和5年度使用教科書の採択事務処理について」（以下「文部科学省通知」という。）に基づき、令和6年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択します。については、教育委員会が作成した基本方針（案）（別紙2）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項2の「令和6年度使用宝塚市立小学校用教科書の採択方針について」ですが、文部科学省通知に基づき全ての教科書について新たに採択を行います。については、教育委員会が作成した採択方針（案）（別紙3）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項3の「令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択方針について」ですが、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書が、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の適用対象外となっており、採択する期間が規定されていないため、児童生徒一人ひとりの障碍の種類や程度、症状に応じるように毎年採択替えを行うことができます。については、教育委員会が作成した採択方針

(案) (別紙4) について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項1、諮問事項2及び諮問事項3につきましては、別紙のとおり教育委員会(案)を選定委員会に提示し、本年5月15日までに選定委員会から答申をいただく予定です。

その後、教育委員会の会議において、上記の答申内容が協議され、各方針が決定されました後に、諮問事項4「令和6年度使用宝塚市立小学校用教科書の調査研究」及び諮問事項5「令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の調査研究」を進めていただき、本年7月18日までに調査研究結果の答申をいただくこととしています。

説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

今の説明では別紙2、3、4を協議すればいいということですか。

山口課長

別紙2、3、4に掲げています採択の基本方針に関しまして、選定委員の方に諮問するとともに、採択方針決定後、調査研究に関しましては選定委員の方に諮問するという形になります。

五十嵐教育長

では、別紙2、3、4を見ていただいて、委員の皆様には内容はこれでいいかという確認をする、ということよろしいですか。

山口課長

はい。

五十嵐教育長

ということですので基本方針、採択方針、小学校の一般図書の採択方針、別紙2、3、4をご覧ください、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

石井委員

質問ですが、一般図書ではなく普通教科書の方で、音声読み上げ等の対応についてはどうなりますか。

山口課長

障害を持った子どもたちに対する教科書の対応としまして、例えば点字や拡大図書というものが含まれてくることがあるのですが、音声読み上げの教科書が含まれてくるかにつきましては、全ての図書の見本等が届いているわけではないので確認ができておりません。

石井委員

恐らく一般図書、支援の方ではもちろん使っているとは思いますが、普通の教科書の方でも音声読み上げ対応しているものを選ぶ、ということは決まっていますか。

- 山口課長 決まっています。規程の中で決まっている訳ではないです。
- 石井委員 それを諮問案に含めることは可能ですか。
- 山口課長 音声読み上げに対応した検定教科書があるのかどうか、というところからまず調べる必要があります。
- 石井委員 調べていただいたうえで 意見を諮問することは可能ですか。
- 山口課長 教科書採択の調査研究を進めていただく訳ですが、そういった視点でも調査員の方に見ていただくことは可能だと思います。
- 五十嵐教育長 別紙2の基本方針の案の中にある、全ての教科書について令和4年度に文部科学省の検定で合格したものの中から採択替えということですが、全ての教科書というのはデジタル教科書も含まれるのですか。
- 山口課長 デジタル教科書につきましては、採択された教科書の教科書会社からデジタル対応されたものが導入されていく、という形になります。
- 基本的には、教科書の内容に沿った形のデジタル教科書が入るという形になります。
- 五十嵐教育長 ということは、採択そのものの対象は教科書ということですね。デジタル教科書がどんなに面白かったり使い勝手が良かったりしても、基本は教科書を以て採択されるということですね。
- 山口課長 デジタル教科書を以て採択されるという訳ではないです。
- 五十嵐教育長 分かりました。他にご意見ご質問はございませんか。
- 石井委員 先ほどの音声読み上げ対応の件ですが、可能であれば含んでいただきたいなと思います。
- 文字を読みにくい子が増えてきているようなので、タブレットを活用して、その辺でフォローできるような教科書があれば良いと思います。
- デジタルは段々進んでいくと思います。そこも含めて選定いただければと思います。
- 山口課長 分かりました。
- 松浦委員 採択した教科書がデジタルに全く対応しない、ということはないのですか。
- 山口課長 無いと思われませんが、基本、どこの教科書会社も時代の趨勢として捉えて、デジタル教科書というところも出していく方向だと思います。

- 石井委員 無かったら困りますね。
- 松浦委員 そうなんです。採択したら全くデジタルがなかった、ということがないのかな、と心配に思いました。
- 山口課長 今、小中学校の全教科に児童生徒用のデジタル教科書が入っているかという、そういう訳ではありません。
- また、実証事業という形で、どの学校でどの教科が入っていくか、というところもまちまちであるのが実情です。
- 松浦委員 ということは、教科書は紙の教科書を使うか、デジタルの教科書を使うかは先生の選択になるということですか。
- 山口課長 そうですね、教師用のデジタル教科書というのは一定、全教科に対して入っているのかと思うのですが、児童生徒用となるとまだそこまでは至っていないということになります。
- 五十嵐教育長 教科書は無償配布ですよ。
- 山口課長 無償配布です。
- 五十嵐教育長 子ども用のデジタル教科書も無償ですか。
- 辻副課長 今は文科省の方が実証事業ということで、小学校5,6年生と中学校の英語は全校に無償で入っております。あと、小学校の半数と中学校の半数のところは、算数・数学も入っています。ただ、これからそれがどういう風は無償で提供されるのかは不明ですが、今のところは紙の一般教科書の方が無償で、デジタルの方は有償ということになっています。
- 五十嵐教育長 教科書会社でデジタル教科書が用意されていても、全ての教科で使えるという訳ではないということですね。
- 他に、ご意見ご質問はございませんか。
- 石井委員 今の件ですが、出版社によって、例えば理科は無償とか有償とか分かっているということですか。
- 辻副課長 そうではなくて、国の方がデジタル教科書は無償で提供しますという事業をやっているから、英語と算数・数学というのが無償で提供されているというだけで、教科書会社は値段を設定して価格は決まっております。それを文科省が無償で提供してくれている、ということです。
- 石井委員 分かりました。

五十嵐教育長 私立なんかで、保護者がお金を出すから理科のデジタル教科書を買ってくれ、と言えば使うところもあるということですね。

辻副課長 可能性はあります。

五十嵐教育長 公立では無理ですよ。

辻副課長 公立でも買おうと思えば、保護者負担で買えます。

五十嵐教育長 保護者負担でないと無理ですよ。

辻副課長 はい。

五十嵐教育長 分かりました。

来年度以降、文科省がやっている実証事業が拡大されるという情報はないのでですか。

辻副課長 今のところは聞いていないです。ただ、昨年度よりも少し拡大されており、今年度は全校に英語は入ってます。来年度はもう少し教科も増えるかもしれません。

五十嵐教育長 分かりました。他に、ご意見ご質問はございませんか。

委員 (なしの声)

五十嵐教育長 それでは無いようですので、議案第11号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問については、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

では、先ほど事務局からありましたように、次の報告は非公開といたします。

報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について、担当課より説明をお願いいたします。

【 非公開での報告事項あり 】

五十嵐教育長 本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございますか。

岡本課長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時55分